

国民年金だより

お知らせ

11月は
「ねんきん月間」です

平成17年簡易生命表によると、日本人の平均寿命は男性78・56歳、女性は85・52歳となっています。誰にでも訪れる長い老後の生活。あなたはどのように生活設計を考えますか。

「ねんきん月間」は、国民の一人一人が、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金制度に対する理解と信頼を得るために設けられました。年金制度の周知・広報と連動して、年金加入記録の提供や年金相談等のサービス提供の充実を図るとともに国民の年金権を確保するために公的年金制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

に加入しているあなた、これから加入しようとしているあなた。役割はそれぞれ違っても主人公はあなた自身です。この機会に、年金を身近で大切なものとして、見つめてみませんか。

お知らせ 「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」を送付します

生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、国民年金保険料の控除証明書を11月上旬又は、平成20年2月上旬に送付します。

控除証明書は、平成19年中に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。この証明書には、1月から9月までの間に納付された国民年金保険料額(口座振替者は10月1日引き落とし分まで)と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額を記載しています。

年末調整・確定申告の際には、この証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行ううまで大切に保管してください。

さい。
10月から12月までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方につきましては、この証明書の発送は平成20年2月上旬の予定となっておりますので、ご了承ください。

家族の国民年金保険料を納付した時も、社会保険料控除の適用になりますので、納付された方がその保険料額を申告することができます。

この証明書に関するお問い合わせ窓口は、☎0570-00-9911となっております。(設置期間11月1日～平成20年3月14日、平日9時～17時)

※証明書及び領収証書を紛失された場合は、高知西社会保険事務所(☎875-1717)までご相談ください。

お知らせ

休日・時間外の 年金相談のお知らせ (11月)

○第2月曜日は19時まで
11月12日(月)は、県内4つ

の社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、11月5日(月)・19日(月)・26日(月)についても、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日
11月10日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。



戦没者等のご遺族に対する特別 弔慰金の請求は お済みですか？

請求期間は平成20年3月31日までです。

この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。対象者で未請求の方は早めに請求してください。

対象者
戦没者の死亡当時のご遺族

で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

- 4 右記3以外の除かれます。
- 5 右記1～4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容
額面40万円、10年償還の記名国債

請求・問い合わせ
福祉課
(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810
☎867-2312
本川総合支所ほけん福祉課
☎869-2114